

イーネット・セブン銀行・ローソン銀行ATMの 利用手数料改定に伴う改正利息制限法への影響について

令和4年3月吉日
福井県JAバンク

平素は福井県JAバンクをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

福井県JAバンクでは、提携コンビニATM（株式会社イーネット・株式会社セブン銀行・株式会社ローソン銀行 ※五十音順）の利用手数料を改定いたします。（改定後の手数料水準等はJAによって異なる場合がございますので、JAのホームページよりご確認くださいか、JA金融窓口までお問合せください。）

上記に伴い、2010年6月18日施行の改正利息制限法により、JAバンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、イーネット・セブン銀行・ローソン銀行ATMをご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけない場合がございます。

これは、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様にご負担いただくATM利用手数料が利息と見なされ、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあることから、お取引を一部制限させていただいているものです。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

<お取引を一部制限させていただく場合について>

- （1）「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の貸越・お借入れが発生する取引で、110円超のATM利用手数料が請求される場合
- （2）「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、110円超のATM利用手数料が請求される場合

(3) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の貸越・お借入れが発生する取引で、220円超のA T M利用手数料が請求される場合

(4) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、220円超のA T M利用手数料が請求される場合

※1 利息制限法施行令第2条（2007年11月公布）により、C D・A T Mを利用したお借入れまたはご返済の際にお客様にご負担いただくC D・A T M利用手数料（消費税込）について、「お借入れまたはご返済金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、利息と見なすことが定められたものです。

※2 貸越・お借入れが発生しない貯金の出金取引、貸越に対する充当（返済）とならない貯金の入金取引は従来どおりご利用いただけます。

※3 J Aバンク優遇プログラムにより、イーネット・セブン銀行・ローソン銀行の利用手数料が無料となる場合は、上述のお取引の制限はございません。

※4 イーネット・セブン銀行・ローソン銀行A T M以外のA T Mにおいても、利用手数料が利息とみなされる場合はお取引ができません。

なお、全国のJ AバンクA T Mはこれまで通り利用手数料無料のため、従来通りご利用いただけます。

※5 改正利息制限法の施行に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくはお口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以 上